

# **神奈川県 入院者訪問支援員 活動の手引き**

令和6年10月（第1版）

# 入院者訪問支援事業活動の手引き（第1版）

## 目次

|   |              |        |
|---|--------------|--------|
| 1 | はじめに         | 2 ページ  |
| 2 | 本県の入院者訪問支援   | 4 ページ  |
| 3 | 訪問支援の事前準備    | 6 ページ  |
| 4 | 訪問支援の留意事項    | 9 ページ  |
| 5 | 訪問支援実施後の報告   | 14 ページ |
| 6 | 入院者の支援に関する情報 | 16 ページ |
| 7 | 対応に悩んだときは    | 36 ページ |

# 1 はじめに

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、令和6年4月から「入院者訪問支援事業」が新規の事業として法に位置付けられました。

この「入院者訪問支援事業」の目的は、「精神科病院に入院している方のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される方に対して、体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や、必要な情報提供等を行うことで、入院されている方の孤独感や自尊心低下を解消すること」とされており、精神科病院に入院されている方の権利擁護の取組として位置づけられています。

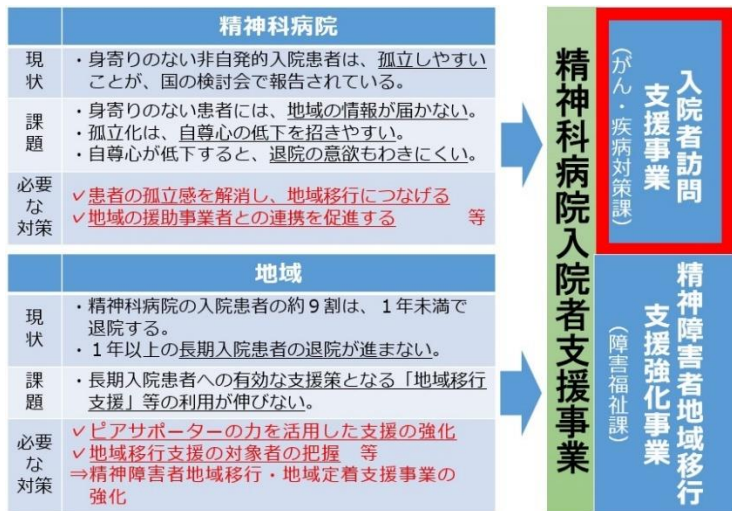
「入院者訪問支援事業」は、精神科病院の入院者にまさに「当事者目線」での訪問支援を行うものとなっており、県でも重要な取組として推進をしていきたいと考えています。

訪問支援活動を行うにあたり、この入院者訪問支援員活動の手引きが活動の一助となればと思い、神奈川県の入院者訪問支援事業に関する情報をまとめました。

精神科病院に訪問する際に、本手引きを携帯し適宜活用いただければと思います。

## 2 本県の入院者訪問支援

### 地域移行と連携した入院者訪問支援事業の体系





### 3 訪問支援の事前準備

訪問支援の対象となる入院者から、訪問支援の希望があった際には、次の流れで訪問に向けた調整を行います。

#### 訪問支援に関する入院者情報の収集

- ・ 訪問支援の希望を受けた際に、事務局で訪問支援を行うにあたり、入院者の情報を本人や病院から聴取することについて同意を得ます。
- ・ 入院者本人の同意を得た上で、入院者訪問支援員との面会時に話したいこと、病状等から面会時に配慮が必要なこと、その他面会時に参考となる情報を収集します。

## 派遣する訪問支援員の調整

- ・入院者本人及び病院から聴取した情報を基に、事務局で派遣する入院者訪問支援員を選定します。
- ・2名の入院者訪問支援員を選定しますが、2名のうち1名は訪問支援の経験が長い者又は精神保健福祉の相談支援の経験がある者を選定します。

## 入院者及び訪問支援員との日程調整

- ・事務局で入院者（病院）の面会可能な日時と、選定した入院者訪問支援員2名の訪問可能な日時を確認し、訪問日程を確定させます。
- ・確定させた日時は、事務局から入院者訪問支援員及び病院を通じて入院者本人に伝えられます。

## 訪問支援員に伝えられる事前の情報

- ・事務局が聴取した入院者訪問支援員との面会時に話したいこと、病状等から面会時に配慮が必要なこと、その他面会時に参考となる情報は、日程確定の連絡とともに、入院者訪問支援員に伝えられます。
- ・事前に伝えられた情報は、訪問支援を円滑に行えることを目的に共有されたものです。入院者訪問支援員は、知り得た情報については守秘義務があり、第三者に伝えることは厳禁です。



## 4 訪問支援の留意事項

本県では、2 本県の入院者訪問支援に記載のとおり、入院者の地域移行支援と連携して実施をしますが、訪問支援にあたっては、入院者訪問支援員の役割をきちんと認識して訪問を行うようにしてください。

### 入院者訪問支援員の役割

- ・入院者の気持ちや経験を**傾聴**
- ・入院者の悩みや知りたいことに対する**情報提供**
- ・**傾聴**や**情報提供**を通じて、入院者を**応援（エンパワメント）**する
  - ☞ 退院支援で訪問するわけではないので、訪問支援員から退院に向けた誘導を行わない。

- ☞ 入院者の話したいことに焦点を当てて、丁寧な話を聞く（傾聴する）ことを心がける。

## 入院者から退院の話が出た場合

- **措置入院**又は**医療保護入院**の入院者には、担当の**退院後生活環境相談員**が選任されています。  
☞退院後生活環境相談員についてはP. を参照のこと。
- **退院後生活環境相談員に退院への気持ちを話しているか確認**し、話していないようであれば相談してみるよう投げかけてください。
- 県では、**地域に退院して生活しているピアサポーターが経験をお話**した

り、**退院に向けた地域移行支援を実施**しています。

☞ 地域移行・地域定着支援事業についてはP. を参照のこと。

- ・ 入院者の希望があれば、**地域移行支援の面会の機会を設けられること**をつ伝えて、**面会の希望があるか**を確認してください。
- ・ 退院の希望があることを、**病院や入院者訪問支援事業の事務局に伝えてもよいか**を確認し、了承が得られた場合は訪問支援終了後に、**事務局に退院希望が話されていた旨を一報**してください。
- ・ **訪問支援活動報告書の「その他」**の

**「本人の退院希望の話の有無」**に  
**有**を記載して提出してください。

## 令和6年度の訪問支援回数

- ・ 訪問支援員が精神科病院を訪問する回数は、予算の関係上、**令和6年度は対象者1人について1回の訪問**としています。
- ・ 訪問支援の面会を開始する際に、**「今年度の訪問支援の回数は1回とさせていただきます」**とお伝えをしてください。
- ・ 次年度以降の訪問回数については、現時点で確定はできませんので、**「訪問可能**

**な回数に変更がある際には県から案内があります」とお伝えください。**

- ・ 複数回の訪問を希望する対象者がどの程度いるのかを把握したいため、**「もう1回来てほしい」「1回の面会では足りない」**など複数回の面会について要望を受けた際には、**訪問支援活動報告書の「その他」の「複数回の面会の希望の有無」に有**を記載して提出してください。

## その他留意すること

- ・ 自分の連絡先又は入院者の連絡先等、**個人的に連絡先を交換すること**はしないでください。
- ・ 訪問支援で知り得た情報（患者個人の

情報、病院に関する情報)は**守秘義務**が生じるため、第三者に話したり、SNSに投稿するなどの行為は厳に慎むようにしてください。

- ・訪問支援員には保険が掛けられていますので、訪問支援活動中に、怪我をした場合（移動中の受傷も含む）、入院者や病院の施設等に怪我や損壊を生じさせてしまった場合は、**自己判断で賠償等はせず、速やかに事務局に報告をして指示を仰いでください。**

## 5 訪問支援実施後の報告

### 速やかに報告を要するもの

- ・面会中に**入院者から退院の希望**について話があり、事務局に退院を希望していることを伝えることに了解が得られた場合は、**訪問支援終了後に事務局に連絡**を入れ、**退院希望があったことを報告**してください。

### 訪問活動支援報告書の提出

- ・訪問支援を実施後、**14 日以内**に訪問支援活動報告書を事務局に提出してください。
- ・入院者から退院の希望の話があった場合

は訪問支援活動報告書の「その他」の「**本人の退院希望の話の有無**」に**有**を記載して提出してください。

- ・面会で話した内容について、入院者から**病院の職員に伝えてほしい**との要望を受けた場合は、訪問支援活動報告書の「その他」の「**面会内容について、病院と共有することへの本人の希望**」に**有**を記載して、共有を希望する内容について、「**面会内容**」の「**①本人が話した内容**」の**該当部分に下線をして**提出してください。
- ・複数回の面会について要望を受けた場合は、訪問支援活動報告書の「その他」の「**複数回の面会の希望の有無**」に**有**を記載して提出してください

## 6 入院者の支援に関する情報

### 入院中の治療、支援に関わる者

- ・ 主治医

精神疾患の診断と治療を専門的に行う医師。治療方針を決定し、薬物療法や精神療法を行う。

- ・ 看護師

入院中の心理的ケア、内服管理、日常生活の援助、セルフケアの援助等を行う。

- ・ 精神科ソーシャルワーカー

患者や家族との面談を行い、状況を把握し、関係機関との連絡や調整を行う。

い、退院に向けた支援を行う。

## ※退院後生活環境相談員とは

入院者が可能な限り早期に退院ができるよう、入院者本人の意向に十分配慮し、退院支援のための取組において中心的役割を果たす相談員。

措置入院及び医療保護入院により入院している入院者には、担当の退院後生活環境相談員が選任されている。

# 相談支援機関

(1) 保健福祉事務所・保健所等 精神保健福祉主管課  
入院者の住所地を所管する機関において、精神障がい者等の相談支援、受療援助、地域生活に関する支援、メンタルヘルスに関する相談支援を行っている。

| 名称                  | 所管地域                  | 電話番号                  |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 平塚保健福祉事務所           | 平塚市、大磯町、<br>二宮町       | 0463-32-0130<br>保健予防課 |
| 平塚保健福祉事務所<br>秦野センター | 秦野市、伊勢原市              | 0463-82-1428<br>保健予防課 |
| 鎌倉保健福祉事務所           | 鎌倉市、逗子市、<br>葉山町       | 0467-24-3900<br>保健予防課 |
| 鎌倉保健福祉事務所<br>三崎センター | 三浦市                   | 046-882-6811<br>保健予防課 |
| 小田原保健福祉事務所          | 小田原市、箱根町、<br>真鶴町、湯河原町 | 0465-32-8000<br>保健予防課 |

| 名称                    | 所管地域                         | 電話番号                     |
|-----------------------|------------------------------|--------------------------|
| 小田原保健福祉事務所<br>足柄上センター | 南足柄市、中井町、大井町、<br>松田町、山北町、開成町 | 0465-83-5111<br>保健予防課    |
| 厚木保健福祉事務所             | 厚木市、海老名市、<br>座間市、愛川町、清川村     | 046-224-1111<br>保健予防課    |
| 厚木保健福祉事務所<br>大和センター   | 大和市、綾瀬市                      | 046-261-2948<br>保健予防課    |
| 横須賀市保健所               | 横須賀市                         | 046-822-4336<br>保健予防課    |
| 藤沢市保健所                | 藤沢市                          | 0466-50-3593<br>保健予防課    |
| 茅ヶ崎市保健所               | 茅ヶ崎市、寒川町                     | 0467-38-3315<br>保健予防課    |
| 横浜市鶴見区<br>福祉保健センター    | 鶴見区                          | 045-510-1847<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市神奈川区<br>福祉保健センター   | 神奈川区                         | 045-411-7114<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市西区<br>福祉保健センター     | 西区                           | 045-320-8417<br>高齢・障害支援課 |

| 名称                   | 所管地域  | 電話番号                     |
|----------------------|-------|--------------------------|
| 横浜市中区<br>福祉保健センター    | 中区    | 045-224-8165<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市南区<br>福祉保健センター    | 南区    | 045-341-1141<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市港南区<br>福祉保健センター   | 港南区   | 045-847-8459<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市保土ヶ谷区<br>福祉保健センター | 保土ヶ谷区 | 045-334-6384<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市旭区<br>福祉保健センター    | 旭区    | 045-954-6128<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市磯子区<br>福祉保健センター   | 磯子区   | 045-750-2416<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市金沢区<br>福祉保健センター   | 金沢区   | 045-788-7849<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市港北区<br>福祉保健センター   | 港北区   | 045-540-2237<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市緑区<br>福祉保健センター    | 緑区    | 045-930-2433<br>高齢・障害支援課 |

| 名称                     | 所管地域 | 電話番号                     |
|------------------------|------|--------------------------|
| 横浜市青葉区<br>福祉保健センター     | 青葉区  | 045-978-2453<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市都筑区<br>福祉保健センター     | 都筑区  | 045-948-2316<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市戸塚区<br>福祉保健センター     | 戸塚区  | 045-866-8463<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市栄区<br>福祉保健センター      | 栄区   | 045-894-8068<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市泉区<br>福祉保健センター      | 泉区   | 045-800-2485<br>高齢・障害支援課 |
| 横浜市瀬谷区<br>福祉保健センター     | 瀬谷区  | 045-367-5715<br>高齢・障害支援課 |
| 川崎市川崎区<br>地域みまもり支援センター | 川崎区  | 044-201-3213<br>高齢・障害課   |
| 川崎市幸区<br>地域みまもり支援センター  | 幸区   | 044-556-6695<br>高齢・障害課   |
| 川崎市中原区<br>地域みまもり支援センター | 中原区  | 044-744-3297<br>高齢・障害課   |

| 名称                     | 所管地域               | 電話番号                    |
|------------------------|--------------------|-------------------------|
| 川崎市高津区<br>地域みまもり支援センター | 高津区                | 044-861-3309<br>高齢・障害課  |
| 川崎市宮前区<br>地域みまもり支援センター | 宮前区                | 044-856-3262<br>高齢・障害課  |
| 川崎市多摩区<br>地域みまもり支援センター | 多摩区                | 044-935-3324<br>高齢・障害課  |
| 川崎市麻生区<br>地域みまもり支援センター | 麻生区                | 044-965-5259<br>高齢・障害課  |
| 相模原市緑<br>高齢・障害者相談課     | 緑区橋本、大沢、<br>城山地区   | 042-775-8811<br>精神保健福祉班 |
| 相模原市津久井<br>高齢・障害者相談課   | 緑区津久井、相模<br>湖、藤野地区 | 042-780-1412            |
| 相模原市中央<br>高齢・障害者相談課    | 中央区                | 042-769-9806<br>精神保健福祉班 |
| 相模原市南<br>高齢・障害者相談課     | 南区                 | 042-701-7715<br>精神保健福祉班 |

## (2) 各市町村障害福祉主管課（精神保健福祉担当）

精神保健に関する相談支援、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請、障害福祉サービスの利用に関する申請を受け付けている。

| 名称                                                                             | 所管地域      | 電話番号         |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------|
| 横浜市の窓口は（１）を参照                                                                  |           |              |
| 川崎市の窓口は（１）を参照                                                                  |           |              |
| 相模原市の精神保健福祉の相談窓口は（１）を参照<br>次の地区の精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請は記載の窓口で申請可。その他の地区は（１）を参照 |           |              |
| 相模原市城山<br>福祉相談センター                                                             | 相模原市城山地区  | 042-783-8136 |
| 相模原市相模湖<br>福祉相談センター                                                            | 相模原市相模湖地区 | 042-684-3215 |
| 相模原市藤野<br>福祉相談センター                                                             | 相模原市藤野地区  | 042-687-5511 |
| 横須賀市<br>障害福祉課                                                                  | 横須賀市全域    | 046-822-8248 |

| 名称             | 所管地域   | 電話番号                             |
|----------------|--------|----------------------------------|
| 鎌倉市<br>障害福祉課   | 鎌倉市全域  | 0467-61-3974                     |
| 逗子市<br>障がい福祉課  | 逗子市全域  | 046-873-1111                     |
| 葉山町<br>福祉課     | 葉山町全域  | 046-876-1111<br>(内線 231)         |
| 三浦市<br>福祉課     | 三浦市全域  | 046-882-1111<br>(内線 361、362、305) |
| 藤沢市<br>障がい者支援課 | 藤沢市全域  | 0466-50-3528                     |
| 茅ヶ崎市<br>障がい福祉課 | 茅ヶ崎市全域 | 0467-81-7159                     |
| 寒川町<br>福祉課     | 寒川町全域  | 0467-74-1111<br>(内線 143、144)     |
| 平塚市<br>障がい福祉課  | 平塚市全域  | 0463-21-8774                     |
| 大磯町<br>福祉課     | 大磯町全域  | 0463-73-4530                     |

| 名称             | 所管地域   | 電話番号                 |
|----------------|--------|----------------------|
| 二宮町<br>福祉保険課   | 二宮町全域  | 0463-75-9289         |
| 秦野市<br>障害福祉課   | 秦野市全域  | 0463-82-7616<br>(直通) |
| 伊勢原市<br>障がい福祉課 | 伊勢原市全域 | 0643-94-4721<br>(直通) |
| 厚木市<br>障がい福祉課  | 厚木市全域  | 046-225-2247<br>(直通) |
| 大和市<br>障がい福祉課  | 大和市全域  | 046-260-5667<br>(直通) |
| 海老名市<br>障がい福祉課 | 海老名市全域 | 046-235-4813<br>(直通) |
| 座間市<br>障がい福祉課  | 座間市全域  | 046-252-7978<br>(直通) |
| 綾瀬市<br>障がい福祉課  | 綾瀬市全域  | 0467-70-5623<br>(直通) |
| 愛川町<br>福祉支援課   | 愛川町全域  | 046-285-6928<br>(直通) |

| 名称              | 所管地域   | 電話番号                 |
|-----------------|--------|----------------------|
| 清川村<br>子育て健康福祉課 | 清川村全域  | 046-288-3861         |
| 小田原市<br>障がい福祉課  | 小田原市全域 | 0465-33-1468<br>(直通) |
| 南足柄市<br>福祉課     | 南足柄市全域 | 0465-73-8047<br>(直通) |
| 中井町<br>福祉課      | 中井町全域  | 0465-81-1111         |
| 大井町<br>福祉課      | 大井町全域  | 0465-83-8024         |
| 松田町<br>福祉課      | 松田町全域  | 0465-83-1226<br>(直通) |
| 山北町<br>福祉課      | 山北町全域  | 0465-75-3644<br>(直通) |
| 開成町<br>福祉介護課    | 開成町全域  | 0465-84-0316<br>(直通) |
| 箱根町<br>福祉課      | 箱根町全域  | 0460-85-7790<br>(直通) |

| 名称            | 所管地域   | 電話番号         |
|---------------|--------|--------------|
| 真鶴町<br>保険福祉課  | 真鶴町全域  | 0465-68-1131 |
| 湯河原町<br>社会福祉課 | 湯河原町全域 | 0465-63-2111 |

### (3) 電話相談・SNS を活用した相談窓口

電話や SNS を活用して相談が可能。精神障害を有する当事者（ピアサポーター）による電話相談も実施。

| 相談窓口名                          | 相談時間                                                       | 電話番号等                     |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------|
| こころの電話相談                       | 毎日 24 時間<br>(4 月 1 日 0 時～9 時<br>は休止)                       | 0120-821-606<br>(フリーダイヤル) |
| LINE 相談<br>いのちのほっとライン<br>@かながわ | 水曜日を除く毎日<br>祝日・年末年始を除く<br>17 時から 24 時<br>(受付は 23 時 30 分まで) | ID 検索<br>@inochi2020      |

|        |                                            |                                                                                   |
|--------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                            |  |
| ピア電話相談 | 金曜日<br>13 時 30 分～16 時 30 分<br>(年末年始・祝日を除く) | 045-821-6801                                                                      |

## 退院や処遇改善請求について

入院患者やその家族等は、神奈川県知事に対して当該入院者の**退院命令**又は**処遇改善の審査**を求めることができます。

### 退院請求、処遇改善請求の行える者

- ・入院者本人
- ・入院者の家族（家族がいない場合又は家族の全員がその意思を表示することができない場合は、入院者の居住地の市町村長が請求を行うことが可）
- ・入院者本人の代理人である弁護士

## 退院請求、処遇改善請求の請求先

神奈川県精神保健福祉センター

調査・社会復帰課

電話番号 045-821-1111

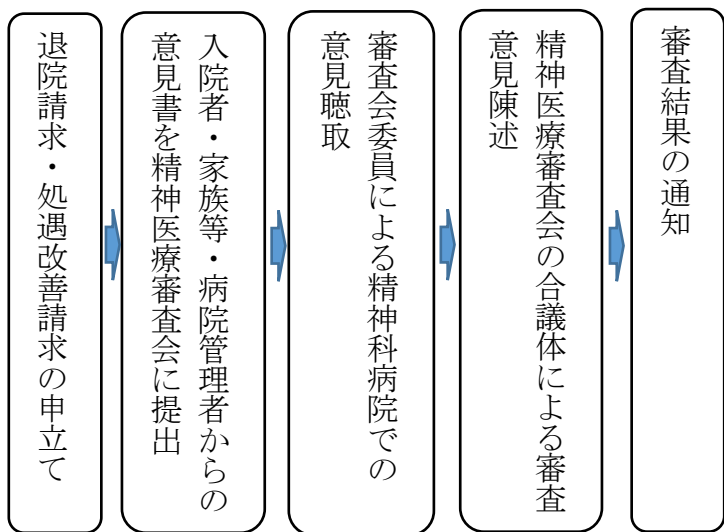
住 所 〒233-0006

横浜市港南区芹が谷 2－5－2

※請求の窓口となる機関の電話番号・住所などは、入院時に手渡された「入院のお知らせ」に記載されているほか、病棟内にある公衆電話等に掲示されています。

※入院形態が措置入院の場合は、請求先が入院措置を行った自治体の知事・政令市の市長になります。

## 退院請求、処遇改善請求の流れ



※詳細は、各県、政令市の精神医療審査会事務局を案内すること。

## 弁護士との役割と相談先

入院者の代理人として、退院請求や処遇改善請求を行うことができる。

代理人として退院請求や処遇改善請求を弁護士に依頼する場合は、**有料**となるが、経済的に余裕がなく、弁護士に依頼する必要性・相当性がある場合は、**弁護士費用等の援助を受けられる制度（法律援助事業）**がある。

精神障害者・心神喪失者等医療観察法法律援助  
精神障がい等のために入院されている方が処遇改善や退院請求を求めて弁護士に相談する費用や、代理人として活動する弁護士に、依頼者に代わって弁護士費用を支払う制度。

日本弁護士連合会が行っており、利用にあたっては、弁護士を通じて、法テラスに申込みを行う必要があるため、依頼する弁護士に精神障害者・心神喪失者等医療観察法法律援助を受けたいと相談する。

### **法テラスの無料法律相談・弁護士費用の立替**

収入や資産（所持している現金や預貯金）が一定基準以下の方が対象となる（予約時に収入や資産の状況確認をされる）。

無料相談の相談時間は1回30分。同一の問題に対して3回まで無料で相談可能。

弁護士費用の立替も収入や資産が一定基準以下であることなどの条件があり、利用にあたって審査が必要となる。立て替えた費用は分割での支払いとなり、利息等は生じない。

利用にあたり、問い合わせ内容に応じて相談機

関・団体等や法制度の案内を受けられるサポート  
ダイヤルあり。

## 法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

平 日：9:00～21:00

土曜日：9:00～17:00

## 7 対応に悩んだときは

研修資料や本手引きの中に、参照できる事項がないような要望や相談を受けることがあるかもしれません。対応に悩んだときには、次のような対応を試みてください。

### 曖昧な返答はしない

- ・即答ができないような質問や要望を受けた場合は、曖昧に返答することはせず、「そのことについては、私もわかりません」「この場ですぐにお答えができないです」のように明確な答えができな

いことを伝えてください。

## 質問事項等の共有について確認

- ・調べて回答する事項について、「事務局や県に確認して、後日お伝えしてもいいですか」と伝えて了解を得てください。
- ・あわせて、「病院の担当ソーシャルワーカーにも、このような質問を受けてお調べすることになっていることを共有してよいですか」と確認をしてください。

## 事務局等への報告と対応の確認

- ・面会終了後、事後対応が必要と

なった質問や要望等について、速やかに事務局に報告の連絡を入れてください。

質問事項の共有について入院者から同意が得られなかった場合

- ・事務局への報告は必要なものとして、守秘義務違反とはなりません（集团的守秘義務）ので、必ず事務局への報告をしてください。
- ・担当ソーシャルワーカー等の病院職員との共有は、入院者の同意がない限り行えません。
- ・病院と共有すべきか悩むことがありましたら、先に事務局に報告して対応について相談してくだ

さい。

## 事務局の連絡先

| 圏域           | 事業所名                               | 連絡先           |
|--------------|------------------------------------|---------------|
| 横須賀・<br>三浦   | 地域生活サポートセンター<br>とらいむ               | 0467-61-3205  |
| 湘南<br>東部     | 地域生活支援センター<br>元町の家                 | 0467-82-1685  |
| 湘南西部<br>(平塚) | 平塚市障がい者地域生活相談支援センター<br>ほっとステーション平塚 | 070-1530-6751 |
| 湘南西部<br>(秦野) | 相談支援事業所<br>こころの笑顔                  | 0463-87-5560  |
| 県央           | 相談センター<br>ゆいまーる                    | 0467-79-5112  |
| 県西           | 自立サポートセンター<br>スマイル                 | 0465-71-0189  |



